

## 第 8 章

# ひとり親家庭への支援の充実 (ひとり親家庭等自立促進計画)

ひとり親家庭等自立促進計画とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく自立促進計画として、国の基本方針を踏まえて「子育て・生活支援策」「就業支援」「養育費確保支援」「経済的支援」について定めるものです。

## 第8章 ひとり親家庭への支援の充実 (ひとり親家庭等自立促進計画)

ひとり親家庭の経済的・精神的自立と子どもの健やかな育ちに向けて、(1) 安定した生活基盤の確立、(2) 子育てと仕事のバランスがとれ、保護者が子育てに喜びを感じることができる、(3) 子どもが安心して育つことを目標とし、地域や事業者、母子父子福祉団体、関係機関と連携して以下の5つの取組みにより総合的な支援を行います。



ひとり親家庭が経済的・精神的に自立し、  
子どもが安心して健やかに育つ

### (1) 関係機関との連携による相談体制及び情報発信の充実

- ニーズに沿ったひとり親家庭の交流、生活の質の向上のための生活支援講座、レクリエーション事業、相談事業等の実施を通じて、ひとり親家庭の孤立を防ぎ、安心して生活できるよう支援拠点としての母子父子福祉センターの施設機能を充実します。令和5年度(2023年度)末の複合施設としての建て替えにあわせ、福祉会館、社会福祉協議会等の関係機関とのネットワークを構築し、福祉的機能を強化します。
- ひとり親家庭の多様な生活・就労形態に対応して弁護士等の専門相談を平日夜間や休日に引き続き実施し、窓口相談等で積極的に案内を行うなど周知を強化して、必要な人への支援につなぎます。また、相談したい時に気軽に相談できるよう多様な手法を活用して相談機能の強化を図り、各種支援策へつなぐ案内の役割と心理的不安を取り除く役割を果たします。
- 児童扶養手当の相談・新規申請や現況届提出時等の来庁時に各種制度の案内をするほか、ホームページやメール配信等多様な媒体を通じて情報発信を行い各種制度の利用を促進することで、施策の効果を高めていきます。



## (2) 就業支援

- ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の給付や就労支援講座の開催等の事業により、経済的自立に効果的な資格の取得や技能の習得を支援します。就労支援講座は、引き続き曜日や時間、保育、内容等できめ細かくニーズに対応しながら実施し、講座終了後に事業者案内を行う等、資格取得後の就労支援を行います。
- 児童扶養手当の手続きや就労支援講座の受講、ひとり親家庭のための相談事業の利用時等様々な機会をとらえた就労相談や、ハローワーク、地域就労支援センターと連携し、生活状況・就労ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する等、個々の状況に寄り添った総合的な支援を推進します。また、児童扶養手当の現況届提出期間中は、届出の際に就労や貸付についての相談ができるよう特別相談を実施します。

## (3) 子育て・生活支援

- ひとり親家庭が安心して子育てと仕事の両立ができるよう、保育所等の優先入所に加え、ひとり親家庭等日常生活支援事業などによる生活援助（ヘルパー派遣）と子育て支援（ファミリー・サポート・センター事業の補助）の現状の利用目的や時間の条件を見直し、利用しやすい取組みを進めます。
- ひとり親家庭特有の悩みや不安、孤立の解消に向けて、母子父子福祉団体の活動を支援し、当事者同士の相互交流や情報交換の場の提供に取り組みます。また、ひとり親家庭に対する周囲の理解を深めるため、市民への啓発や地域に開かれた活動を推進します。
- ひとり親家庭、特に父子家庭の孤立防止のため、母子父子福祉センターで行う当事者同士の交流に関する事業の案内や、他の相談機関の案内など情報提供を充実します。
- 母子生活支援施設入所事業では、DV被害者等の母子を入所措置して保護、支援するとともに、自立の促進を目的として生活を支援します。

## (4) 経済的支援・養育費の確保

- 児童扶養手当等の給付事業や母子父子寡婦福祉資金貸付金やひとり親家庭医療費助成など経済的負担を軽減する様々な施策の情報提供を推進し、適切な支援につなげます。
- 両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われることは、子どもの福祉の観点からも重要なことから、離婚前相談において養育費確保に関する情報提供に努めるなど、早期からの認識を高める支援を行います。また、養育費確保の支援を行うため、養育費保証にかかるパイロット事業\*等を行います。
- 法律相談、養育費・面会交流に関する専門相談員による相談については、引き続き、利用者のニーズに基づき、相談の開催日、時間帯を工夫しながら実施します。

## (5) 子どもへの支援

- ひとり親家庭の子どもが、精神面、経済面で不安定な状況により学習や進学の意欲が低下するなど将来に不利益な影響を与えることがないように、母子父子福祉センターでの学習支援事業を通じて子どもの学力のサポートや、進学の相談による心理的なサポートを行います。また、より身近な場所で実施される事業も活用できるよう、他の学習支援教室の情報についても提供に努め、多くのひとり親家庭に支援が届くようにしていきます。さらに、子どもの進路について親子が共通の認識を持って考えられるよう、高校・大学等への進学に向けた奨学金・貸付制度の周知や相談支援に取り組みます。
- 子どもの悩みや不安、進路、生活等に関する相談に取り組むとともに、母子父子福祉センターで行うレクリエーション事業を通じて当事者同士の交流を促進します。
- 母子父子福祉センターが実施する子ども食堂やレクリエーション事業等を通じて、様々な社会体験や家族以外の大人との交流の機会を提供し、ひとり親家庭の子どもが生活力をつけたり将来について視野を広げたりするような居場所づくりを検討します。